

医療費の一部を助成します

福祉医療（医療費助成）

制度のご案内



受給者証

受給者証の番号が変わったため、7月下旬に新しい受給者証を郵送しました。

8月1日からは、新しい受給者証をお使いください。

平成30年8月1日時点で障害者手帳が有効であることが条件となります。

※再認定年月の記載があり、その年月を過ぎていない場合や有効期限が過ぎていない場合は、手帳の更新手続きが必要です。

- 問い合わせ
 - ・ 子育て支援医療、障害者支援医療（20歳未満）、ひとり親家庭支援医療
 - こども福祉課（東庁舎1階） ☎33-9855 ☎36-9119
 - 障害者支援医療（20歳以上）
 - 障害福祉課（東庁舎1階） ☎34-3036 ☎36-9119
- ※お近くの支所・出張所でも受け付けています。

福祉医療制度とは

医療機関等の窓口で支払った医療費のうち、保険が適用になった自己負担額の一部を市が助成する制度です。

◆0歳～中学校3年生

8月診療分からは、医療機関等の窓口での支払いが受給者負担金の500円のみとなります。

◆16歳以上の方、または今年度中に16歳になる方

助成額は、医療機関で支払った保険適用自己負担額から次の金額を差し引いた額を後日、口座へ振り込みます。

- ・ 受給者負担金500円
- ・ 高額療養費と付加給付金（加入している保険から戻ってくる額）

福祉医療制度の助成対象者

資格の区分	対象者	所得制限(表①)
子育て支援医療	0歳～中学校3年生(入院・通院)	なし
障害者支援医療 手帳の更新(再認定・判定) が条件	身体障害者手帳1・2級	なし
	身体障害者手帳3・4級	あり
	療育手帳A1	なし
	療育手帳A2・B1 特別児童扶養手当1・2級 (20歳まで)	あり
	精神障害者保健福祉手帳1級※1 (通院医療費のみ)	なし
	精神障害者保健福祉手帳2級※1 (通院医療費のみ)	あり
ひとり親家庭支援医療(母子・父子家庭等) ※父・母と18歳未満の子(高等学校在学中は20歳まで延長可)		あり

※1 後期高齢者医療保険加入者は、入院・通院対象(所得制限あり) 障害者支援医療で18歳以下(18歳到達後の3月31日)までは、所得制限なし

表① 所得制限について

特別障害者手当を受給できる範囲内の所得額

扶養親族等の人数	本人	扶養義務者等
0人	360万4,000円	628万7,000円
1人	398万4,000円	653万6,000円
2人	436万4,000円	674万9,000円
3人	474万4,000円	696万2,000円
4人	512万4,000円	717万5,000円

児童扶養手当を受給できる範囲内の所得額

扶養親族等の人数	本人	扶養義務者等
0人	192万円	236万円
1人	230万円	274万円
2人	268万円	312万円
3人	306万円	350万円
4人	344万円	388万円

◆0歳から中学校3年生までの方は、受給者証の色がなじさい色(水色)に変わりました。

◆所得制限のある区分の方は、同居の家族に所得の確認ができない方(未申告、転入等)がいると、自動更新できません。